

第1部 総説

三重県の総人口は、平成29(2017)年10月1日現在、1,798,886人となっています(図1-1)。

また、平成29(2017)年の県土の利用状況は、森林が総面積の64.3%を占め、以下、農地10.5%、宅地6.9%となっています(図1-2)。

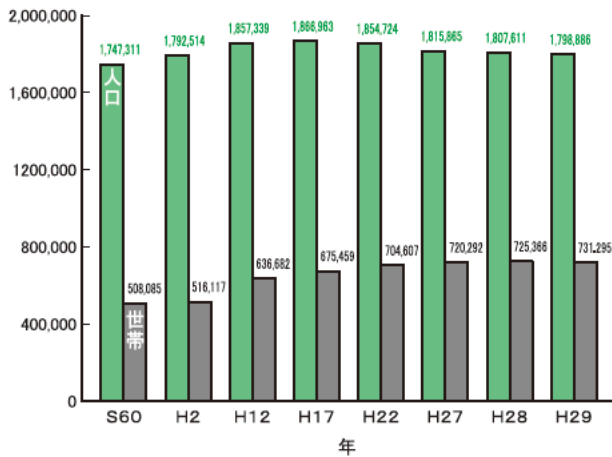


図1-1 人口・世帯数の推移

資料 総務省「国勢調査報告」
県統計課「三重県の人口」

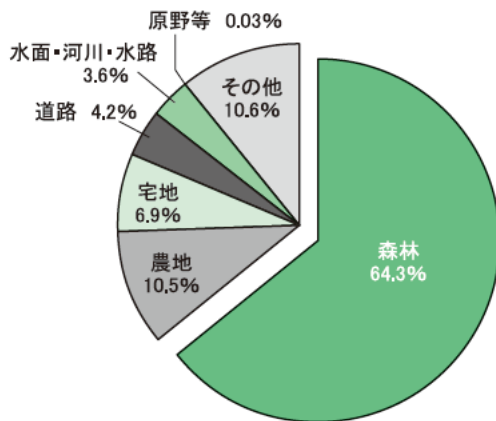


図1-2 土地利用状況(平成29年)

資料 県水資源・地域プロジェクト課

三重県の自然環境の概況

1 地形・地質

(1) 地形

本県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、総面積5,774.41km²(平成29(2017)年10月1日現在)、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。

県土は、中央を流れる櫛田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帯(西南日本内帯)地域と南側の外帯(西南日本外帯)地域に分けられます。

内帯地域は東に伊勢湾を望み、北西には養老、鈴鹿、笠置、布引等の標高700~800m級の山地・山脈が連なっています。

一方、外帯地域の東部はリアス式海岸の志摩半島から熊野灘に沿って紀伊半島東部が形成され、西部には県内最高峰標高1,695mの日出ヶ岳を中心に紀伊山地が形成されています。

(2) 地質

地質についても中央構造線の北側と南側では岩質や分布状態が全く異なっています。

北側は、中世代末期に秩父古生層中に貫入した花崗岩類が広く分布し、これに関連した花崗片麻岩類も多く見られ、花崗岩、片麻岩等が第三紀層、第四紀層とともに分布しています。

一方、南側は、結晶片岩などの変成岩や緑色岩が分布し、北から御荷鉾層、秩父古生層、中生層、第三紀層が順序よく配列しているという特徴を有しています。

2 気候

気候は、おおむね温和な太平洋側の気候型を示していますが、地形条件の複雑さを反映して地域的にはかなり変化しており、大きくは次の5地区に区分することができます。

- 鈴鹿山脈北部地区
比較的降雪が多く、寒冷な気候。
年降水量は2,000mmを超える。
- 伊勢平野地区
年平均気温は15~16℃。
年降水量は1,800mm内外と温暖な気候。
- 伊賀盆地地区
朝夕の温度格差が大きい内陸性の気候。
年降水量は1,500mm内外。

- 熊野灘沿岸地区
日本有数の多雨地区として知られ、尾鷲地方では年降水量は4,000mm内外。
四季を通じて温暖な気候。
- 志摩地区
結霜季節が短く、積雪することのない温暖な気候。
年降水量は2,000mm内外。

3 植物

植生は、主に亜熱帯から温帯にかけて発達する常緑広葉樹林と温帯を占める落葉広葉樹林が大部分を占めていますが、台高山脈の一部には温帯の北部から亜寒帯にかけて分布する針葉樹も見られます。県内の森林帯を概観すると次のとおりです。

- 熊野灘沿岸地域には、亜熱帯性植物の混じったスタジイ林や急崖地にはウバメガシ林が発達しています。
- その内側平野にはタブノキ林が見られます。
- 内湾沿岸から平野、丘陵を経て、海拔およそ300mまではツブラジイ、タブノキを中心とする森林です。
- これに接して、800m位まではカシ類が多く、1,600m付近まではブナ、ミズナラ等落葉広葉樹林が分布しています。
- それ以上の山地はトウヒ、コメツガを主とした針葉樹林となっています。また、沿岸地域の植物として、砂浜海岸ではハマヒルガオ、ハマニガナ、コウボウムギ、ハマエンドウなどがみられ、志摩から熊野灘沿岸にかけてハマオモトが生育しており、これまでに、県内では約1,500種の生育が確認されています。

4 動物

(1) 哺乳類

ネズミ類、キツネ、タヌキ、イタチ、イノシシ、ニホンジカなどが広く分布し、52種の生息が確認されています。台高山脈のブナ、ミズナラの原生林にはツキノワグマが生息し、鈴鹿、台高の両山脈には国の特別天然記念物のカモシカが多く見られます。

(2) 鳥類

大台ヶ原付近では、メボソムシクイ、ルリビタキ、丘陵から平野では、サギ類、カモ類、伊勢湾

岸干潟では、シギ・チドリ類、熊野灘沿岸では、カンムリウミスズメ、ミズナギドリなどが見られ、304種の鳥類が確認されています。

(3) 爬虫類

陸産爬虫類は16種、海産爬虫類は9種が知られています。また、本州で産卵するウミガメはアカウミガメだけであり、伊勢湾から志摩半島および熊野灘沿岸に産卵地が点在しています。

(4) 両生類

有尾両生類(サンショウウオ目)は7種、無尾両生類(カエル目)は15種が知られています。国の特別天然記念物オオサンショウウオが主に伊賀盆地の河川に生息しています。

(5) 淡水魚類

淡水魚類は、県内では約60種が確認されており、ほとんどの種が伊勢平野と伊賀盆地に分布しています。一方、熊野灘沿岸では、急峻な地形からコイ目魚類が少ないため、約30種となっています。

(6) 昆虫類

北部の鈴鹿山系では暖かい気候を好む昆虫に混じって寒い気候を好む昆虫もかなり認められ、特にチョウの宝庫ともいわれ、県指定天然記念物のキリシマミドリシジミ等が生息しています。

伊勢神宮林には古くからミカドアゲハ、ルーミスジミという珍しいチョウの生息が知られています。台高山脈の大台ヶ原、大杉谷には、オオダイセマダラコガネ、オオダイルリヒラタコメツキ等のように紀伊半島を代表する多くの固有種が発見されており、これまでに、県内では約7,000種の生息が確認されています。

5 自然公園等

(1) 自然環境保全地域

すぐれた自然環境の保全を図るため、現在は図1-3のとおり、藤原河内谷自然環境保全地域など5地域が自然環境保全地域として指定されています。

(2) 自然公園

すぐれた風景地を保護し、その利用の増進を図るため、図1-3のとおり国立公園2か所、国定公

園2か所、県立自然公園5か所が自然公園として指定されています。

(3) 鳥獣保護区等

野生鳥獣の生息環境の維持、保全等を図るため、5年を1期とした鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域を指定しています。

6 森林

平成29(2017)年度末における森林面積は372,387haで、うち国有林が6.3%、民有林が93.7%となっています。なお、平成29(2017)年度末の民有林の森林蓄積量は、73,220千m³となっています。森林の中でも水源のかん養、災害の防備等の目的を達成するため、特に必要なものを保安林に指定し、森林の持つ公益的な機能が十分に発揮されるよう、間伐等の保安林の改良整備を実施するなど、適切な保全・管理を図っています。

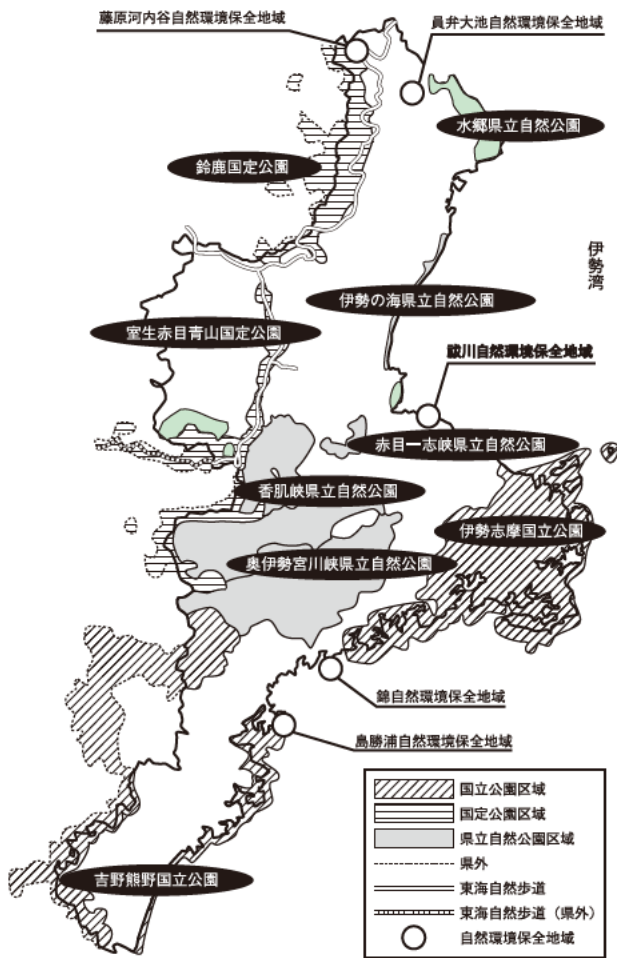


図1-3 自然公園・自然環境保全地域の指定状況

第1節 国内外の情勢

氷河の衰退など、急激に進む温暖化の影響が目に見える形で現れる中、地球温暖化に対する危機感は、かつてなく高まってきています。

平成9(1997)年の京都議定書締結以降、世界では地球温暖化防止に向けた対策が進められてきました。平成27(2015)年12月にフランス・パリにおいて開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意書となる「パリ協定」が採択されました。

パリ協定は、歴史上初めて先進国・途上国の区別なく全ての国が、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みであり、地球の平均気温の上昇を2℃より十分低く抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追及することなどを目的に、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成することをめざしています。平成28(2016)年11月4日に発行し、我が国は平成28(2016)年11月8日に締結し、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減をめざすこととしました。

このように世界全体が温室効果ガス排出量の削減に向けて、具体的に動きだし始めたところですが、我が国においては、東日本大震災の発生と多くの原子力発電所の稼働が停止している中、エネルギー確保のため温室効果ガスの排出量の増大が見込まれ、これまでの環境負荷を減らすという観点からの取組だけでなく、地球温暖化対策とエネルギー政策を一体的にとらえ、低炭素をテーマとしたまちづくりやライフスタイルの転換を促すなど、多様な視点からの取組が求められています。なお、今後は、地球温暖化への対応として、温室効果ガス削減による緩和策だけでなく、地球温暖化により生じる環境変化への適応も必要となってきています。

一方、生物環境において、生物多様性は人類の生存を支え、人類にさまざまな恵みをもたらすものです。近年、野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行し、その原因となっている生物の生息環境の悪化および生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなっています。

生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うために、平成4(1992)年5

月にケニア・ナイロビで開催された合意テキスト採択会議において「生物多様性条約」が採択され、翌年発効されました。

平成22(2010)年10月に日本・名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、2010年以降の新たな世界目標となる戦略計画2011-2020(愛知目標)が採択され、20の個別目標を立てて自然と共生する世界を目指すこととしました。我が国では平成24(2012)年9月に、愛知目標の達成に向けてロードマップを示すとともに、東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定し、さらに平成28(2016)年11月には、自然生態系の有する防災・減災機能等の活用やグリーンインフラなどの新たな取り組みをまとめた「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」を公表しました。

そして、平成28(2016)年12月にメキシコ・カンクンで開催された生物多様性条約第13回締約国会議(COP13)では、愛知目標のいくつかの個別目標は2015年の目標年までに達成できなかったことや国レベルでの進捗が限定的であることが確認されました。そして、目標達成に向けて、農林水産業および観光業を含むさまざまなセクター内および複数のセクターにおける生物多様性の主流化に向け、ステークホルダーが更なる関与を行うことが締約国に求められました。私たち一人ひとりが、生物多様性に配慮した取組を進めていくことが必要となっています。

また、平成27(2015)年9月にニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットでは、貧困を撲滅し、持続可能な環境、社会および経済を実現するために、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年までに17のゴールと、ゴールに到達するためのなどの169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals:SDGs)を掲げました。

持続可能な開発の三側面、すなわち環境、経済、社会は統合され、不可分であるという考えがターゲットのレベルでも貫かれており、例えば「持続可能な生産消費形態を確保する」のゴールに対しては、「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」などのターゲットが定められています。我が国では、平成28(2016)年12月に「持続可能な開発目標

(SDGs)実施指針」を決定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンに掲げ、「生物多様性、森林、海洋等の環境保全」など8つの優先課題と具体的施策を定めました。

このように、SDGsの達成には、政府にとどまらずさまざまな主体がそれぞれの役割を見出しつつ連携し、多様な取組を進めることが期待されています。

第2節 三重県の動向

本県では、これまで、四日市公害への取組における窒素酸化物等の「総量規制」や環境影響評価（環境アセスメント）、産業廃棄物税の導入など、全国に先駆けた取組を含めて、時代に合った環境政策を実施してきました。近年では、地球温暖化対策や廃棄物の減量など新たな課題にも取り組んでいます。

こうした取組の結果、事業活動等に伴う環境負荷の低減については、一定の効果が認められていますが、一方で、自動車の排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁、地域におけるごみの排出や暮らしに伴う温室効果ガスの排出など、私たち一人ひとりの生活に関わる身近なところでの環境負荷が課題となっています。

これらの課題に対応するため、本県の環境の保全に関する取組みの基本的方向「三重県環境基本計画」をはじめ、「三重県地球温暖化対策実行計画」や、「みえ生物多様性推進プラン」などの個別計画による取組を進めています。

平成8(1996)年には「生活排水処理アクションプログラム(平成28(2016)年6月に同計画を改訂)」を策定し、平成25(2013)年3月には「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の策定、平成25(2013)年12月には「三重県地球温暖化対策推進条例」の制定を行いました。また、平成27(2015)年3月には「三重県災害廃棄物処理計画」を策定し、被災した市町が災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために必要な県の果たすべき役割と機能を取りまとめました。さらに、東海三県一市が連携した伊勢湾総合対策協議会では、国の「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)」を活用し、海岸漂着物の回収・処理、発生抑制対策等を推進しています。

平成28(2016)年3月には、「三重県廃棄物処理計画」を策定し、これまでの廃棄物の3Rと適正処理を進めるとともに、循環の質にも着目し、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとして活用するほか、協創による最適な規模での地域循環の形成に取り組むことにより、低炭素社会や自然共生社会につながる循環型社会の構築をめざします。

自然環境に関しては、人々の暮らしの変化とともに自然への人の関わりが変わり薄れたことにより、里地里山里海や森林の生態系の公益的機能の

劣化、獣害の発生、広葉樹の立ち枯れの発生が起っています。さらに、外来生物種の侵入・定着・分布拡大などにより、地域固有の生物種の局所絶滅や個体数の減少などが課題となってきています。また、平成23(2011)年9月に発生した紀伊半島大水害など、大規模な豪雨災害が頻発していることから、災害に強い森林づくりをはじめ、これまで以上に森林の公益的機能を高める整備を進めていく必要があります。

そのため、平成24(2012)年3月に策定した「みえ生物多様性推進プラン(平成28(2016)年3月に同計画を改訂)」や「三重の森林づくり基本計画2012」を推進していくとともに、平成26(2014)年4月から「みえ森と緑の県民税」を導入し、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めています。また、水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源の涵養機能の維持増進につなげることを目的として、平成27(2015)年7月には「三重県水源地域の保全に関する条例」を制定しました。

これらの計画等を基本としながら、本県では、県民一人ひとりをはじめ、事業者やNPOなど、さまざまな主体による自然環境の保全と活用のための自立的な行動や取組を支援するとともに、各主体間の連携を図っていきます。

第1節 三重県環境基本条例

本県では、環境保全に関する基本理念や環境保全に関する施策の基本的な事項等を定めた三重県環境基本条例(以下「基本条例」という。)を平成7(1995)年3月に制定しました。

平成25(2013)年には、低炭素社会や自然共生社会の実現等に係る新たな環境課題への対応策を明確にするため、基本条例を改正し、これに基づき循環型社会、低炭素社会および自然共生社会づくりを総合的、計画的に進めているところです。

第2節 三重県環境基本計画

本県では、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に進めていくため、平成9(1997)年6月に「三重県環境基本計画」を策定(平成16(2004)年6月に同計画を改訂)し、環境の保全に取り組んできました。

平成24(2012)年には、東日本大震災後に明らかとなったエネルギー問題をはじめ、生物多様性の保全の必要性など、社会状況や環境の変化に対応するため、新しい「三重県環境基本計画」を策定しました。

この基本計画では、これまでの取組結果や本県の状況をふまえた上で、平成24(2012)年度から2021年度までの10年間について、長期的な視点からめざすべき姿と基本目標を定めています。

また、この計画を着実に実施していくために、推進計画(アクションプラン)を策定し、各施策の進捗状況等を把握し、適切な進行管理を行うこととしています。

平成29(2017)年度における、推進計画(アクションプラン)の数値目標と進捗状況は、表3-2-1のとおりです。

施策体系

(基本理念)(めざすべき姿)

(基本目標)

(施策)

(主要な取組)

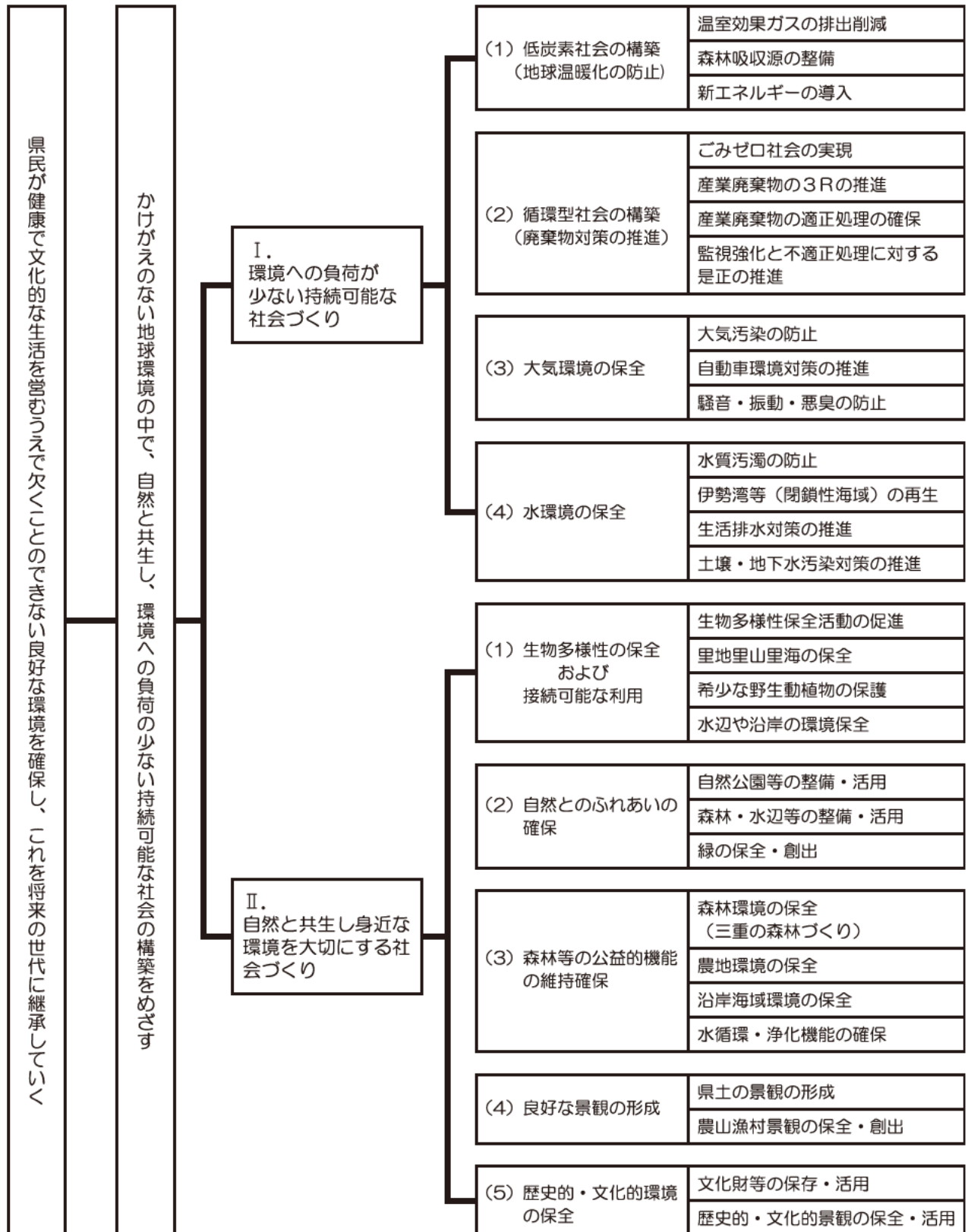


図3-2-1 三重県環境基本計画の施策体系と施策内容

表3-2-1 三重県環境基本計画第二次推進計画（アクションプラン）における取組の指標の進捗状況

	施策	数値目標項目	単位	平成 31 (2019)年度	平成 27 (2015)年度	平成 29(2017)年度		
				目標値	現状値	目標値①	実績値②	目標達成状況 (②/①)
基本目標1 持続可能な社会づくり	1 低炭素社会の構築 (地球温暖化の防止)	家庭での電力消費による二酸化炭素排出量 ※1	千t-CO ₂	1,119	1,144	1,150	1,155	0.99
	2 循環型社会の構築 (廃棄物対策の推進)	廃棄物の最終処分量 ※1	千t	270	309	283	290 (速報値)	0.98
	3 大気環境の保全	大気環境に係る環境基準の達成率	%	100	100	100	100	1.00
	4 水環境の保全	水環境に係る環境基準の達成率	%	95.7	94.3	91.4	85.7	0.94
基本目標2 自然と共生し身近な環境を 大切にする社会づくり	1 生物多様性の保全 および持続可能な利用	自然環境の保全活動団体数	団体数	84	76	80	82	1.00
	2 自然とのふれあいの 確保	自然とのふれあい体験の満足度	%	80.0	69.9	74.0	74.2	1.00
	3 森林等の公益的機能の 維持確保	公的森林整備面積	ha	2,000	2,775	2,000	1,999	0.99
	4 良好な景観の形成	市町、県が制定した景観計画等の 件数および市町に屋外広告物の権 限移譲を行った件数（累計）	件	18	15	16	15	0.94
	5 歴史的・文化的環境の 保全	文化財情報アクセス件数	件/年	228,000	202,960	216,000	218,189	1.00
計画の実現に向けた 仕組みづくり・基盤づくり		環境教育参加者数 (三重県環境学習情報センターが 行う講座やイベント等の環境教 育に参加した人数)	人	34,000	29,873	34,000	35,983	1.00
		指導者養成講座受講者数 (三重県環境学習情報センターが 実施する講座への参加者数)	人	1,500	1,601	1,500	1,702	1.00
		環境保全のための調査研究成果の 還元	件	7	4	6	7	1.00

※1 目標項目が減少をめざすものなので、目標達成状況の計算式の分子と分母を逆にし、目標値①を実績値②で割って(①/②)計算しています。

県民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくためには、県民一人ひとりや企業などのさまざまな主体が、その活動によって生じる環境への負荷をできる限り少なくすることができる社会の仕組みが求められています。

そのため、本県では、県民一人ひとりが、自立し、行動する県民(アクティブ・シチズン)として、自然環境の大切さを理解し行動に結びつけていけるよう、さまざまな主体による環境の保全と活用のための個々の自律的な行動や取組が有機的に連携しうる社会の実現をめざします。

取組の視点

- (1) ひとを育てる
- (2) 担い手となる主体を広げる
- (3) 環境経営を進める
- (4) 仕組みをよりの確に運用する
- (5) 技術・情報基盤をより充実する
- (6) 環境で貢献する

1 低炭素社会の構築

県民、事業者、行政等さまざまな主体が力を合わせて地球温暖化対策に取り組むことで、新たな豊かさを実感できる低炭素社会の実現をめざして、「三重県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。この条例に基づく地球温暖化対策計画書制度により事業者の自主的な温室効果ガスの排出削減の取組を促進します。また、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)の普及による環境経営の推進、地球温暖化防止活動推進員等における県民向け普及啓発の推進、環境学習情報センターによる環境教育の推進に取り組めます。さらに、電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりを、市町等と連携して進めます。こうした温室効果ガス排出削減の取組に加え、地球温暖化による気候変動への適応についての取組も進めます。

2 循環型社会の構築

平成28(2016)年3月に策定した「三重県廃棄物処理計画」に基づき、3Rや適正処理の取組を進め、安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目し、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や廃棄物の持つ未利用エネルギーの回収、食品ロスの削減、食品廃棄物の有効活用などの取組を進めます。また、一般廃棄物に

関しては、ごみ処理システムが効率的なものとなるよう市町に対し技術的な支援を行うとともに、産業廃棄物の3Rや適正処理の推進について、排出事業者責任を一層徹底するため、電子マニフェストや優良認定処理業者の利活用を進めます。

さらに、産業廃棄物の不法投棄等の未然防止に努め、初期段階での機動的な対応を進めるため、市町等との連携を図り、引き続き監視・指導を徹底していきます。また、産業廃棄物の不適正処理事案等については、原因者に対して是正措置の履行指導を行うとともに、原因者による措置が困難な場合等には、生活環境保全上の支障等の状況に応じて、行政代執行による是正を進めるなど、地域住民の安全・安心の確保を図ります。4つの不適正処理事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(以下、産廃特措法という。)」に基づく国の支援を得て、行政代執行による是正を進めます。

3 大気環境の保全

良好な大気環境を保全するため、工場や事業場からの大気汚染物質の排出が適正に管理されるよう、法令に基づく指導を行うとともに工場・事業場における排出基準の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。また、自動車NOx・PM法対策地域内においては、2020年度末までの対策地域全体での環境基準確保に向けて、実態把握調査と同法に基づく対策を継続しながら、自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の排出総量の削減に取り組んでいきます。

4 水環境の保全

公共用水域等の水質改善のため、工場・事業場における排水基準の遵守を徹底します。伊勢湾の水質改善については、水質総量削減計画等に基づき工場等からのCOD、窒素、リンの汚濁負荷量の削減により、水質の保全・改善に向けた取組を進めます。

また、生活排水対策については、本県のマスタープランである「生活排水処理アクションプログラム(三重県生活排水処理施設整備計画)」が平成27(2015)年度に目標年度を迎えたことから、平成28(2016)年6月に新たなアクションプログラム

を策定しました。このプログラムに沿った下水道、集落排水施設および浄化槽等の施設整備を進めます。

伊勢湾の再生に向けては、国を含めた関係自治体等で平成29(2017)年6月に策定した「伊勢湾再生行動計画(第二期)」を関係者との連携のもと着実に推進します。また、この取組の一環として平成20(2008)年度から、さまざまな主体が連携・協力して、海岸・河川等の清掃に取り組んでいる「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の拡大を図ります。

海岸漂着物対策については、伊勢湾流域圏の東海三県一市で連携し、本県がリーダーシップをとり、広域的な連携・協力による発生抑制対策を進めます。

5 生物多様性の保全および持続可能な利用

多様な自然環境を保全するため、三重県自然環境保全地域などの管理や、里地里山などの身近な自然を保全する県民活動を支援します。また、「三重県レッドデータブック2015」で明らかになった希少野生動植物を保全するための普及啓発を行うとともに、特に保護が必要として県が指定した希少野生動植物の保全活動を専門家や地域の活動団体、企業等と連携・協働して行い、生物の多様性を確保する一方、野生鳥獣による農林水産業等への被害対策として、増えすぎた野生鳥獣の適正な捕獲や狩猟を進めます。

6 自然とのふれあいの確保

県民が自然とふれあい、自然の仕組みや大切さを学ぶ場として、自然公園や自然遊歩道等の整備・維持管理を行っていきます。

7 森林等の公益的機能の維持確保

平成24(2012)年3月に策定した「三重の森林づくり基本計画2012」に沿って、県民や事業者、森林所有者、行政、企業などが互いに協働しながら、さまざまな主体による森林づくりを促進し、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざした森林づくりを進めていきます。

また、森林法や三重県水源地域の保全に関する条例等、関係する法令の適正な運用を通じて、森林の公益的機能の維持確保に努めます。

さらに、中山間地域等直接支払制度をはじめとする事業を活用し農地の保全を図るとともに、漁場等においては藻場・干潟の保全・再生を推進す

るなど、公益的機能の維持確保に向けた取組を進めていきます。

8 良好な景観の形成

「三重県景観計画」等に基づく届出制度を適切に運用するとともに、市町や地域が主体となって取り組む景観づくりを支援しています。現在県内9市が景観行政団体となり、それぞれの地域での景観づくりを進めています。公共事業や公共施設の整備の実施にあたっては、地域の景観特性に配慮することとしています。また、農山漁村の景観保全のために、多面的機能支払等により、農業者やさまざまな主体の参画による景観保全活動を支援することで、地域を支える担い手を育成します。

9 歴史的・文化的環境の保全

文化財のうち、特に重要なものが国・県指定文化財として保護されており、その保全と活用を推進します。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国史跡齋宮跡等の歴史・文化遺産が次世代に承継されるよう、関係する県や市町等と協働して保存に努めます。

トピックス

温室効果ガス排出削減の取組

— PHVの導入及び電気自動車用急速充電器の整備 —

公用車の燃料使用に伴う温室効果ガス排出量の削減に向け、平成29(2017)年度に廃棄物・リサイクル課および廃棄物監視・指導課の公用車4台をプラグインハイブリッド自動車(PHV)に更新しました。廃棄物の監視・指導業務では、年間約15,000km/台の走行がありますが、PHVの導入により環境負荷の大幅な低減が期待されます。



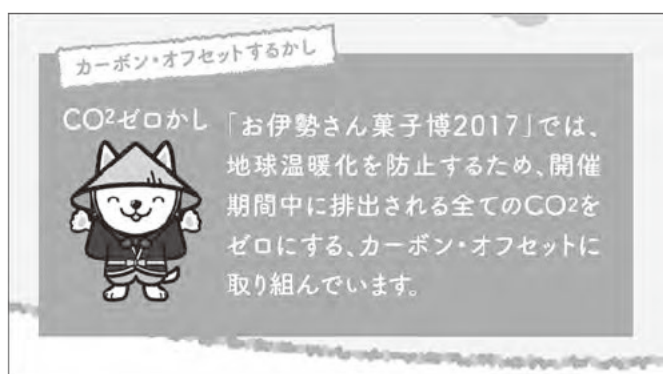
また、電気自動車利用者の利便性向上と、来庁者の電気自動車の利用を促進するため、本庁舎前駐車場に電気自動車用急速充電器を平成30(2018)年2月に設置しました。



— 菓子博でカーボン・オフセットを実施 —

平成29(2017)年4月21日～5月14日に県営サンアリーナで開催された第27回全国菓子大博覧会「お伊勢さん菓子博2017」において、開催期間中の会場運営や来場者の移動等で排出される二酸化炭素約3,700トンについて、カーボン・オフセットに取り組みました。オフセットに必要なクレジットの提供の募集を行ったところ、(株)伊賀の里モクモク手づくりファーム、井村屋グループ(株)、(株)環境思考、国分グループ本社(株)、(株)戸田家の計5社から無償提供の協力が得られ、CO₂ゼロのイベントとして開催することができました。

カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動において、削減することが困難な温室効果ガスについて、企業や地域で行われた削減や吸収量により認証を得たクレジットで埋め合わせをすることです。



トピックス

啓発キャンペーン「CLEAN UP ISEWAN」

～ 伊勢湾を守ろうキャンペーン ～

平成29(2017)年10月～平成30(2018)年1月、応援サポーターとして女優の足立梨花さんを起用し、東海3県(三重県・岐阜県・愛知県)を対象とした海岸漂着物問題の啓発キャンペーン「CLEAN UP ISEWAN」を展開しました。

スタートイベントとして、平成29(2017)年10月7日(土)から9日(月)までの3日間、名古屋市東区のアオアシス21秋祭り会場において、啓発パンフレットの配布など、海岸漂着物問題の啓発活動を行いました。8日(日)には足立梨花さんのトークショーも行われ、キャンペーンのPR告知を行いました。

また、平成29(2017)年10月10日(火)から3か月間、東海三県のFM3局(レディオキューブFM三重、FM岐阜、@FM(FM愛知))において、海岸漂着物問題を幅広く周知するためのラジオCMを放送しました。

ファイナルイベントとして、平成30(2018)年1月14日(日)、名古屋市中区のナディアパークにおいて、海岸漂着物問題のシンポジウムを開催しました。シンポジウムでは、伊勢湾の漂着物の実態についての基調講演や海岸漂着物問題に関する取組事例発表、そして足立梨花さん、鈴木知事も参加したパネルディスカッションを行いました。



トピックス

三重県汚染土壌処理業に関する指導要綱の制定

汚染土壌の適正処理の確保を目的として、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)が平成21(2009)年4月に改正され、都道府県知事が汚染土壌の処理を業として行う者を許可する制度が設けられました。

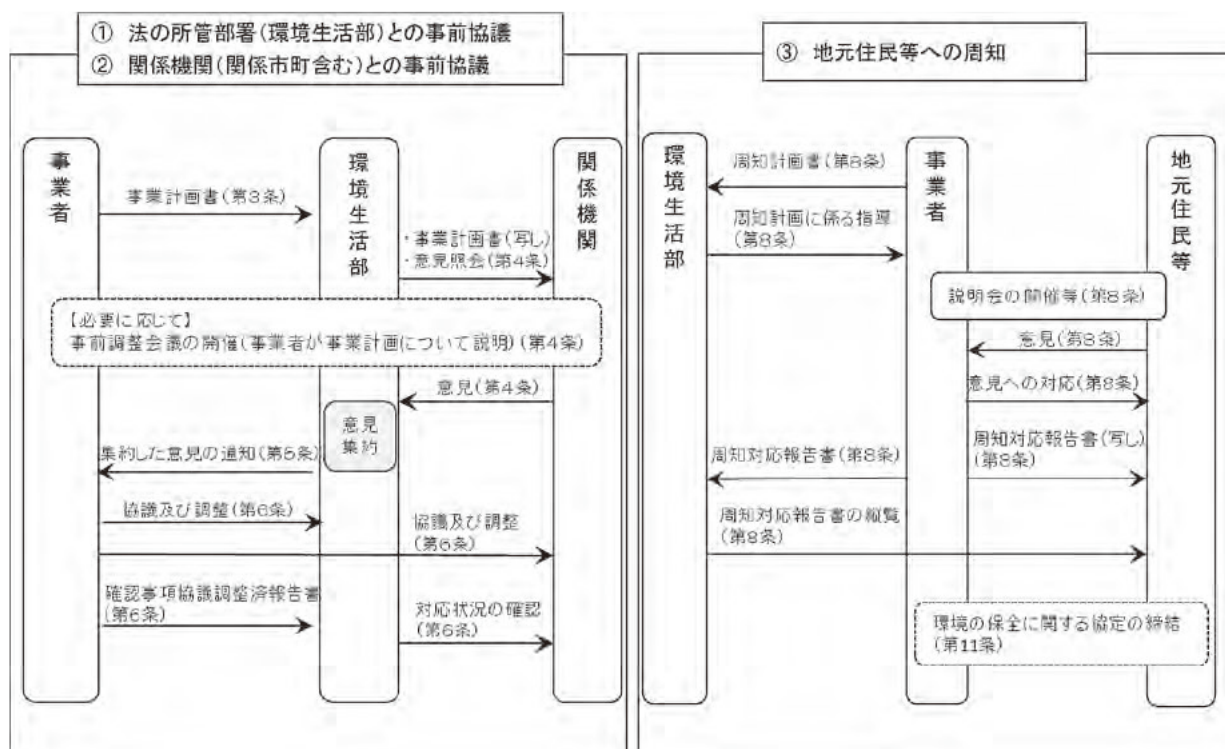
汚染土壌処理施設の設置にあっては、周辺環境の悪化を懸念する地元住民等とのトラブルや他法令等を所管する関係機関、市町との調整不足によって生じる事業リスクなど、さまざまな問題が顕在化してきました。このことから、平成30(2018)年1月4日、事業者が許可申請前に行う手続を明示した要綱を制定しました。(施行日：平成30(2018)年4月1日)

1 目的

この要綱は、法第22条第1項または法第23条第1項に規定する許可を受けようとする者に対して、汚染土壌処理業許可申請前の手続について、必要な事項を定めています。このことにより、事業者と地元住民等との信頼形成、円滑な手続の促進および周辺環境の保全に配慮した施設の設置を図ることを目的とします。

2 主な規定内容

- ① 法の所管部署(環境生活部)との事前協議
- ② 関係機関(関係市町含む)との事前協議
- ③ 地元住民等への周知



トピックス

ドローン測量システムによる産業廃棄物不適正処理の取締り

1 概要

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理事業者に対し、適切に指導や行政処分を行うためには、現場の全体像や残存する廃棄物量を正確に把握する必要があります。

従来、防災ヘリや県警ヘリを利用したスカイパトロールにより上空から広域的な監視を行っていますが、不法投棄等の現場を詳細に把握することはできませんでした。また、残存する廃棄物量を把握するために巻尺等を使用して職員による測量を行っていましたが、多くの労力を要することや現場での危険性の問題もありました。

これらの課題を解決するため、無人航空機ドローンを導入し、測量システムを構築して運用を開始しました。



ドローンにより飛行・撮影の様子



専用ソフトにより3D化した画像

2 導入による効果

ドローンを活用した測量では労力の軽減が図れ、安全性も向上することから、測量の機動性が高くなり、躊躇することなく積極的に測量を行うことができます。

作業時間が大幅に短縮され、平成28(2016)年度には1年間で16件であった測量をシステムの運用を開始してから平成29(2017)年度末までの5か月間で32件実施しており、測量成果を基に指導を進めているところで、例として、指導により継続して廃棄物の撤去を行っている事業者からの撤去報告量と現場の残存量に相違がないか確認するなどの進捗管理、同一場所での複数事業者による不適正保管について各事業者の撤去対象量を特定して具体的な数量に基づく撤去指導を行っています。

今後、ドローン測量システムの活用により、不適正処理の早期是正、さらには抑止につながることを期待されることから、ドローン測量システムの積極的かつ適切な運用を行い、三重県内での産業廃棄物の適正処理の確保を進めていきます。

(参考) 運用による効果

	従来の測量	ドローンによる測量
測量作業時間	4～6時間	1～2時間
測量作業人数	8～12人	3～4人
データ処理時間	10～14時間	1～2時間
作業量	40～80時間・人	4～10時間・人
安全性	撮影・測量のため、危険な箇所への立入が必要	危険箇所に入らなくても、撮影・測量が可能
測量実施回数	1.3箇所/月 (平成28年度実績)	6.4箇所/月 (平成29年度実績)

トピックス

平成29年台風21号における災害廃棄物処理への対応

平成29(2017)年10月22日から23日にかけて三重県付近を通過した台風21号による記録的な大雨により、県内各地で浸水被害が発生し、特に伊勢地域で大量の災害廃棄物が発生しました。

発生した災害廃棄物のうち量については、一度に大量に発生したことから伊勢地域の一部事務組合単独では処理することが困難になり、当該一部事務組合から県に対して、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援調整要請がありました。

これを受け、直ちに県内市町、一部事務組合、広域連合へ量の受入れ、運搬の可否の調査および応援市町等の具体的な役割分担の調整業務を行い、周辺市町等において量の迅速な広域処理が実施されました。

さらに、被災市町および一部事務組合に対して、災害廃棄物処理に要した経費に対して適正に補助金が充てられるよう、災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に関するアドバイスをを行いました。

なお、災害廃棄物処理の対応にあたっては、県の「災害廃棄物処理スペシャリスト人材」を派遣し、被災自治体における災害廃棄物の収集運搬体制の構築支援、仮置場の分別助言等を行いました。災害廃棄物処理スペシャリスト人材とは、現場の指揮や調整を行うとともに、実作業を担当する知識や能力を身につけることを目的とした、県の研修プログラムを修了した人材です。



発災直後



処理中



処理後

仮置場の様子（玉城町内）

トピックス

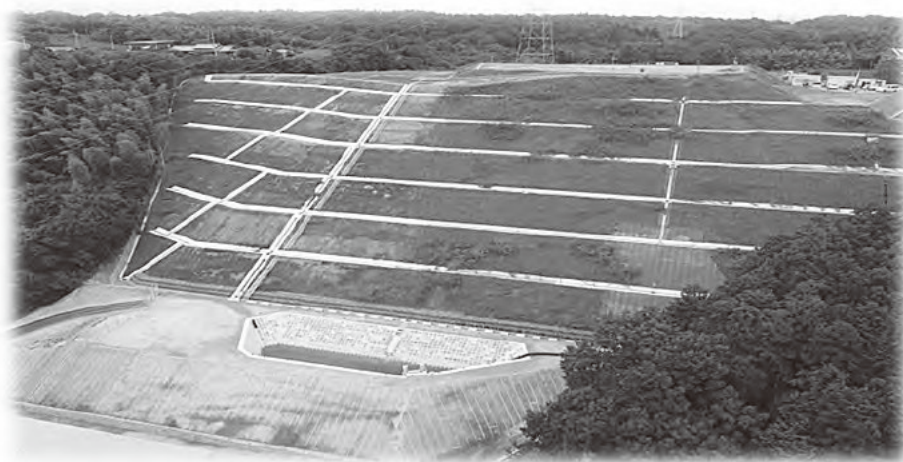
四日市市内山事案の対策工事の完了

四日市市内山町地内の産業廃棄物安定型最終処分場等において、過去に産業廃棄物が不適正に処理されたことが原因となって、廃棄物層内で高濃度の硫化水素ガスが発生する事案が発生しました。

周辺への影響が懸念されたことから、県では国の支援を受け、支障除去対策を進めることとし、第1段階として、事案地において霧状酸化剤(過酸化水素水)の注入による硫化水素ガスの発生抑制対策を実施しました。

さらに、第2段階として雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施することとし、平成26(2014)年度以降、整形覆土工事、雨水集水池の設置工事、および掘削した廃棄物の処理を実施し、平成29(2017)年10月には全ての対策工事が完了しました。

今後、地域の安全・安心を確保するため、学識者で構成する技術検討専門委員会の意見をふまえながら対策工事の効果確認(モニタリング調査)を実施していきます。



(対策工事の完了した四日市市内山事案 平成29年10月)



(第8回四日市市内山事案技術検討専門委員会 平成29年9月)

トピックス

国際水準GAP認証取得の推進

世界の大手スーパーや食品メーカーなどが農畜産物を仕入れる際の基準に活用している、GAPという認証制度があります。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会(東京2020大会)では、グローバルGAPやアジアGAP等(国際水準GAP)の認証を受けた農畜産物等を食材として調達することが示され、GAPへの注目が高まってきています。

また、GAP認証を取得するためには農薬や肥料の適正な管理・使用、周辺環境や生物多様性に配慮した農業の実践等が求められることから、環境保全に向けた取組として期待されています。

グッド アグリカルチュラル プラクティス
GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理) とは

生産管理や農薬などの使用、労働者の状況など、農業生産に係るあらゆる工程を記録・点検・改善していくことを通じて、安全・安心な農畜産物の生産、生物多様性など環境の保全、労働安全の確保などにつなげる取組です。

1 GAP推進の取組

三重県では、東京2020大会での食材採用はもとより、大会後の国内取引や海外輸出の拡大を有利に進められるよう、国際水準GAPの認証取得を推進するための目標や具体的な活動方法等を示した「三重県におけるGAP推進方針(平成29(2017)年7月)」を策定し、取組を進めています。

2 国際水準GAP認証取得に向けた推進・支援

① 「三重県GAP推進大会」の開催

農業者や農業関係団体、県が一丸となって国際水準GAPの認証取得に挑戦していく契機として、平成29(2017)年7月24日に「三重県GAP推進大会」を開催(参加者約270名)しました。

大会では、JA全中の奥野長衛会長(当時)、小泉進次郎衆議院議員を立会人とし、三重県知事、JA三重中央会・JA全農みえ会長による共同宣言「みえGAPチャレンジ宣言～三重からGAP認証の輪を!～」を発表したあと、トークセッションや講演を行いました。



GAPチャレンジ宣言

トークセッション
「三重からGAP認証の輪を!」

② GAP関係研修会の開催

農業者等を対象とした研修会、農業高校・農業大学の教員等を対象とした勉強会などを開催し(66回、参加者約3,300名)、GAP認証の必要性や重要性を共有しました。

③ 「地域GAP推進チーム」による指導・支援

農業者や産地、農福連携に取り組む事業者などターゲットを明確にして、それぞれの状況に応じたきめ細かな指導・支援などに取り組み、GAP認証の取得件数が29件に増加するとともに、県立農業高校1校が認証を取得しました。

トピックス

伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020に基づく取組

平成28(2016)年7月、伊勢志摩国立公園は、環境省が進める「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルの実施箇所に選定されました。

1 国立公園満喫プロジェクト

伊勢志摩国立公園では、平成28(2016)年9月に関係市町や観光関係団体、交通事業者、環境省、県などを構成員とした「伊勢志摩国立公園地域協議会」が設立されました。

本協議会では、世界水準のナショナルパーク化に向けた議論を重ね、平成28(2016)年12月に、具体的な取組内容を記載した「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」を策定しました。

2 伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020

本プログラムでは、取組のコンセプトとして、「悠久の歴史を刻む伊勢神宮 人々の営みと自然が織りなす里山里海」を掲げるとともに、

- ① 上質な展望環境及び快適な利用環境の整備
- ② 観光資源の磨き上げによるストーリー性をもった質の高い自然体験等の提供
- ③ 人々の営みと自然が織りなす優れた景観の保全

の3つの視点から、魅力ある公園づくりに向けた取組を推進していくこととしています。

3 地域と一体となった取組

環境省、県では、美しい自然や豊かな歴史・文化等を観光資源とした誘客を促進するため、インバウンドの拡大に取り組む事業者を対象にセミナーを開催するとともに、地域住民の機運醸成に向けたイベントの開催や、地域の自然や魅力を伝えることができる人材の育成に取り組んでいます。

また、平成30(2018)年2月には、エコツーリズムの推進に向け、専門家を招いたセミナーを開催するとともに、観光事業者や農林水産事業者、市町等を構成員とし、伊勢志摩地域全体をフィールドとする「伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会」を立ち上げました。本協議会では、美しい自然や豊かな伝統・文化などの地域資源を活用する体験プログラムのブラッシュアップなどに取り組んでいきます。



伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会の立ち上げ

4 横山天空カフェテラスの整備

ビューポイントの一つである横山園地は、リアス海岸として知られる英虞湾を望む好展望地として、昔から地域に大切にされてきた場所です。横山園地から展望できる優れた景観をじっくり味わっていただけるよう、環境省により、展望所の改修やカフェ等の飲食を提供するカフェテラスの設置などの整備が行われました。(平成30(2018)年8月オープン)



新しくなった横山園地の展望台と英虞湾

トピックス

みえ生物多様性推進プランに基づいた生物多様性保全の取組

平成28(2016)年度より、第二期みえ生物多様性推進プランに掲げた3つの重点方針「みんなで学びあおう」、「うまく利用しよう」、「守り、創りだそう」に沿った取組を進めています。

1 みんなで学びあおう —普及啓発—

生物多様性保全を進めるうえで基盤となる取組であり、「みんなで学びあおう」普及啓発に注力して取り組んでいます。

平成29(2017)年度には、自然観察会や小・中・高等学校での出前授業等を合計46回実施し、プランやプランに沿った普及啓発物を配布して解説等を行いました。

また、体験型の講演会や学童保育等を通じて、フクロウの保護啓発活動を行っている県立四日市西高等学校が、第52回全国野生生物保護実績発表大会で文部科学大臣賞を受賞しました。



第52回全国野生生物保護実績発表大会において
県立四日市西高等学校が文部科学大臣賞を受賞

2 うまく利用しよう —開発との調整—

昨今では、大規模な太陽光発電施設の設置などの開発が増加しています。

生物多様性保全と開発との調整をはかりながら、自然資源を「うまく利用する」ための取組として、「三重県指定希少野生動植物種」を新たに3種指定して保護に努めています。

三重県指定希少野生動植物種に新たに指定した種一覧 (平成30年3月31日付け)

1. シロチドリ(鳥類)	2. サシバ(鳥類)	3. ミズギク(植物)
--------------	------------	-------------



シロチドリ

3 守り、創りだそう —活動支援—

生物多様性を「守り、創り出す」活動を支援する仕組みとして、「みえ生物多様性パートナーシップ協定」を平成28(2016)年度に構築しました。

この協定は、生物多様性保全の活動を行っている団体や行政等と、自然環境の保全に貢献したいと考えている企業を、県が中心となってマッチングを行うことで、協働での取組を進めています。

平成29(2017)年9月26日には、ため池の生物多様性保全に関する協定(株式会社東産業、大和ハウス工業株式会社三重工場、特定非営利活動法人ちょっと自然、三重県)および藤原岳におけるハルザキヤマガラシ駆除活動の推進に関する協定(太平洋セメント株式会社藤原工場、いなべ市、三重県)を、平成30(2018)年3月22日には、フクロウ保護プロジェクトの推進に関する協定(東芝メモリ株式会社四日市工場、三重県立四日市西高等学校、四日市市、いなべ市、菟野町、三重県)を締結する等、平成29(2017)年度内に計5件の協定を締結しました。



ため池の生物多様性保全に関する
パートナーシップ協定締結式の開催状況



藤原岳におけるハルザキヤマガラシの駆除活動

トピックス

太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインの策定

1 ガイドライン策定に至った経緯

平成24(2012)年7月に始まった再生可能エネルギー固定価格買取制度(通称：FIT制度)により、全国的に太陽光発電の導入が大きく進みました。一方で、大規模な太陽光発電の導入と地域との調和が課題となっており、地域住民のみなさんから生活・自然環境などへの影響に対する不安の声が上がっています。

そのため国は、事業者が計画の早い段階で県や市町村に事業計画を説明するとともに、地域住民との適切なコミュニケーションを行うよう、FIT制度の見直しを行いました。

こうした国や県内市町の動きに併せて、三重県では、平成29(2017)年2月から検討を始めて市町とも協議を重ねながら、同年6月に太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインの策定に至りました。

2 期待される効果

県のガイドラインは、国の制度を補完する目的で、自治体への相談に係る手続きなどを示しています。また、「法令・条例の一覧」などを提示することで、法令・条例は防災、環境保全、景観保全を図るために一定の規制をかけているということを事業者の方に再認識していただければと考えています。

さらに、県や市町の立場としては、国の所管であるFIT制度を、ガイドラインによりその一部を県、市町の役割として位置付けることで、国の制度に則った太陽光発電の適正導入を事業者の方にお願いしていくことができます。

このようにガイドラインは、事業者がガイドラインの規定に基づき事業を進めていただけるよう、計画段階から運用開始までの期間に意見交換を重ねながら、地域の意見をふまえた施設整備につながることを期待するものです。

【太陽光発電設備(例)】



木曾岬干拓地メガソーラー